

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次	担当課（室）
【教育委員会】 ○ 岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会事務局決裁規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正 ○ 行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正 （以上県例規集登載）		教育委員会		

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総括参事」を「統括学芸員
総括参事」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第五条中「、保健体育課及び保健体育課高校総体推進室」を「及び保健体育課」に改める。

第十三条第二項を削る。

第二十二条の表中「岡山市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則（昭和四十六年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「総括参事」を「統括学芸員
総括参事」に改める。

第五条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 統括学芸員は、上司の命を受け、県立博物館内の重要事項に関する事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

第十二条の二第一項中「介護休暇を」を「介護休暇（以下この条において「介護休暇」という。）を」に、「介護休暇申請書」を「介護休暇指定期間申出書」に、「教育委員会の承認を受けなければ」を「指定期間（条例第九条の二第一項に規定する指定期間をいう。以下この条において同じ。）の指定を申し出なければ」に改め、同条第二項中「介護休暇の承認の申請」を「前項の規定による申出」に、「申請を」を「申出を」に改め、同条第三項中「介護休暇を受けた場合において」を「職員は」に、「介護休暇の期間」を「指定期間」に、「職務復帰届（様式第四号の三）により」を「その旨を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 介護休暇の承認の申請は、指定期間の指定後において、介護休暇承認申請書（様式第四号の三）により行うものとする。

4 第二項の規定は、介護休暇の承認の申請について準用する。
第十二条の二の次に次の二条を加える。

（介護時間）

第十二条の三 職員は、条例第六条に規定する介護時間（以下この条において「介護時間」という。）を受けようとするときは、介護時間承認申請書（様式第四号の四）により、承認を受けなければならない。

2 職員は、介護時間の期間が満了したとき又は当該期間の途中で介護時間を受ける必要がなくなつたときは、その旨を届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、介護時間について準用する。
（子育て支援時間）

第十二条の四 職員は、条例第六条に規定する子育て支援時間（次項において「子育て

支援時間」という。）を受けようとするときは、子育て支援時間承認申請書（様式第四号の五）により、承認を受けなければならない。

2 第十二条の二第二項及び前条第二項の規定は、子育て支援時間について準用する。

様式第四号の二中

「

次のとおり承認してほしいか。

介 護 休 暇 申 請 書

」

を

「

介護休暇指定期間申出書

」

に「申

請します」や「申し出ます」に

「

申 請 期 間 年 月 日から 年 月 日まで（ 日 及び時間）の間で、 日 時間

」

を

「

指定を希望する期間	年 月 日～ 年 月 日（日間）
介護休暇の予定	☐ 毎日（ 時 分～ 時 分） ☐ その他（ ）
これまでの指定期間	前回 年 月 日～ 年 月 日（日間） 前々回 年 月 日～ 年 月 日（日間）

」

に改め

る。

様式第四号の三を次のように改める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第四号の三（第十二条の二関係）

人事担当課長	人事担当参事	人事担当班長	班	台 帳	通 知
所 属 長	庶 務 担 当 班（課）長	班 長	班	台 帳	出勤簿
介護休暇承認申請書 岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和36年岡山県教育委員会訓令第2号） 第12条の2第3項の規定により，次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県教育委員会殿 所属課（室）所名 職 名 氏 名 ㊞					
要介護者に 関する事項	氏名		続柄		年齢
	同居 別居	☐ 同 居 ☐ 別 居	介護が必要と なつた時期	年 月 日	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 回 目 ） （ 年 月 日付け， 第 号で指定）				
申 請 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間		
	年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 （ ）	時 分～	時 分	
	～ 年 月 日		時 分～	時 分	
	年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 （ ）	時 分～	時 分	
	～ 年 月 日		時 分～	時 分	
	年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 （ ）	時 分～	時 分	
	～ 年 月 日		時 分～	時 分	
備 考					

注意 上記様式中「庶務担当班（課）長」及び「班長」欄は，課又は班制を有しない所
属課（室）所（学校を含む。）にあつては，これらに相当する職員とする。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第四号の三の次に次の二様式を加える。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外
様式第四号の四（第十二条の三関係）

人事担当課長	人事担当参事	人事担当班長	班	台 帳	通 知
所 属 長	庶 務 担 当 班（課）長	班 長	班	台 帳	出勤簿
介護時間承認申請書 岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和36年岡山県教育委員会訓令第2号） 第12条の3第1項の規定により，次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県教育委員会殿 所属課（室）所名 職 名 氏 名 ㊞					
要介護者に 関する事項	氏名		続柄		年齢
	同居 別居	の別 ☐ 同 居 ☐ 別 居	介護が必要と なつた時期	年 月 日	
要介護者の 状 態 及 び 具 体 的 な 介 護 の 内 容	〔介護休暇に係る指定期間の有無 ☐ 無・ ☐ 有（ 年 月 日～ 年 月 日）〕				
申 請 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間		
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分		
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分		
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分		
備 考					
人事担当課 記 入 欄	上記の要介護者に係る介護時間についての連続する3年以内の期間 年 月 日～ 年 月 日				

注意 上記様式中「庶務担当班（課）長」及び「班長」欄は，課又は班制を有しない所
属課（室）所（学校を含む。）にあつては，これらに相当する職員とする。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第四号の五（第十二条の四関係）

人事担当課長	人事担当参事	人事担当班長	班	台 帳	通 知
所 属 長	庶 務 担 当 班（課）長	班 長	班	台 帳	出勤簿
子育て支援時間承認申請書 岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和36年岡山県教育委員会訓令第2号） 第12条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県教育委員会殿 所属課（室）所名 職 名 氏 名 ㊟					
申請に係る 子に関する 事 項	氏名			続柄	
	生年月日	年 月 日生		年齢	
申 請 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間		
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～	時 分	時 分
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～	時 分	時 分
	年 月 日 ～ 年 月 日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～	時 分	時 分
配 偶 者 の 就 業 の 有 無	☐ 有 ・ ☐ 無				
備 考					

注意 上記様式中「庶務担当班（課）長」及び「班長」欄は、課又は班制を有しない所属課（室）所（学校を含む。）にあつては、これらに相当する職員とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の岡山県教育委員会職員の服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岡 山 県 教 育 委 員 会

別表第二教育政策の項の中「取消し並びに」を「取消し，」に，「取消し（」を「取消し並びに子育て支援時間の承認及び承認の取消し（」に改め，同項3中「介護休暇の」の次に「指定期間の指定，介護休暇の承認及び介護時間の」を加え，同項中11を12とし，3から10までを一ずつ繰り上げ，2の次に次のように加える。

3 高齢者部分休業の承認及び承認の取消し並びに休業時間の延長の承認及び短縮（本庁，教育事務所及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員に係るものに限る。）				

別表第二教職員の項の中「取消し並びに」を「取消し，」に，「除く。）並びに」を「除く。），」に改め，「部分休業の承認及び承認の取消し」の次に「並びに子育て支援時間の承認及び承認の取消し」を加え，同項4中「介護休暇の」の次に「指定期間の指定，介護休暇の承認及び介護時間の」を加え，同項中13を14とし，4から12までを一ずつ繰り上げ，3の次に次のように加える。

4 県立学校教職員の高齢者部分休業の承認及び承認の取消し並びに休業時間の延長の承認及び短縮				

別表第三14の項中「介護休暇の」の次に「指定期間の指定、介護休暇の承認及び介護
休暇の」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

序 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会

に

に改める。

に改める。

に改

に改

め、同部に次のように加える。

4	学力向上	1	高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業	5
		2	高等学校学力向上プロジェクト	3

第一表E高校教育の表5管理の部8学校管理の項中

6	岡山県学校管理システム	5	を
---	-------------	---	---

に改め、同表1特別支援学校の項中

6	岡山県学校管理システム	5
7	修学旅行	3

高等学校魅力化プロジェクト支援事業
コミュニケーションスクール

2	3
3	3

に改め、

2	おかやま創生 高校パワーアップ事業	5
3	コミュニケーションスクール	3
4	国際バカローア	5

第一表G生涯学習の表1総括の部7社会教育関係団体の項中「岡山県国公立幼稚園PTA連絡協議会」を「岡山県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会」に改め、同表2振興

の部3県費補助の項中

社会教育施設整備費	5
社会教育事業費	5
少年団体交歓大会	5
放課後子ども教室推進事業費補助金	5

に改め、同表4社会教育の部1家庭

・児童教育の項中

17	親育ち応援隊！家庭教育支援チーム	5
----	------------------	---

親育ち応援隊！家庭教育支援チーム

17	18
5	5

に改め、同表5就学事業の部2

19	子ども安全安心ネットサポーター事業	5
----	-------------------	---

貸付奨学金の項中	貸付書類	10	を
----------	------	----	---

等支援臨時特例基金の項を削る。

に改め、同部4高等学校授業料減免事業

第一表H文化財の表2文化財保護の部3調査の項中	近代化遺産調査 歴史の道百選 近代和風建築総合調査	10 10 10	を	に改
-------------------------	---------------------------------	----------------	---	----

め、同表3埋蔵文化財の部1総括の項中「対策委員会連絡会議」を「対策委員会・専門委員会・連絡会議」に改める。

第一表I福利の表1福利の部5退職手形の項中	12	計算書（臨時的任用職員）	5	を	12	計算書（臨時的任用職員）	5
					13	支払調書	7

に改め、同部に次のように加える。

7	個人型確定 拠出年金	1 2 3	個人型確定拠出年金総括 例規 事業主証明	5 永 3
---	---------------	-------------	----------------------------	-------------

第一表I福利の表4健康管理の部3健康管理の項中

5	メンタルヘルス	5	を
6	メンタルヘルス対策総括 復職支援システム	5	

7	メンタルヘルス出前研修	5
8	メンタルヘルス支援員	5
9	ストレスチェック	5

に改める。

第一表し人権教育の表2企画推進の部1総括の項中

1	企画推進総括	3
---	--------	---

を

1	企画推進総括	3
2	第3次岡山県人権教育推進プラン	5

に改め、同部2人権教育推進の項中「明るい学校づくり支援事業」や「落ち着いた学級づくり支援事業」に改める。

第一表N義務教育の表2指導の部2国庫補助の項中

幼稚園就園奨励費	10
----------	----

を

に改

め、同部3県費補助の項中「岡山チャレンジワーク推進事業」や「チャレンジ・ワーク14」に改める。

第二表1共通の表5人事の部3服務の項中

勤務認定	3	を
------	---	---

に、

1	を	1
3		5

に改める。

第二表2教育事務所の表3教職員の部1人事の項中

16	各種職選考審査	1
----	---------	---

を

16	各種職選考審査	1
17	人事評価	5

に改め、同部3服務の項中

10	を	10
3		

に改め、同表5生涯学習の部2社会教育の項中

「			「			「			「		
派遣社会教育主事			5			を					
「						「			に始め、同部C補助・委託事業の其中「教育支援活動コー		

「			「			「			「		
「			5			を			5		
「			を			「			「		

「			「			「			「		
「			若者が主役！地域まるごと活性化事業			5			を		
「			「			「			「		

「			「			「			「		
「			31			学校支援地域本部			5		
「			「			「			「		

「			「			「			「		
31			学校支援地域本部			5			「		
32			中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業			5			「		

「			「			「			「		
第二表11県立学校の表1総括の部1総括の項中			11			再編整備			5		
「			「			「			「		

「			「			「			「		
に改め、同表2庶務の部1総括の項中			11			教職員業務記録票			3		
「			「			「			「		

「			「			「			「		
第二表13県立図書館の表5サービスの部1貸出の項中			利/用統計表			5			を		
「			「			「			「		

改める。

第二表14総合教育センターの表4教科教育の部1所員研究の項中

5	プロジェクト研究	3
---	----------	---

を

5	プロジェクト研究	3
6	教育研究発表大会	3

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十八年度以降において完結した文書から適用する。

◎岡山県教育委員会告示第二号

昭和四十五年岡山県教育委員会告示第一号（岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）第三条第二項の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

表中

岡山県教育委員会

岡山県教育庁生徒指導推進室長印	生徒指導推進室	〃	十六ノ三	方二二ミリメートル	室長の公文書用
岡山県教育庁保健体育課高校総体推進室長印	保健体育課高校総体推進室	〃	十六ノ四	方二二ミリメートル	室長の公文書用

に改める。